

第 18 号議案

志木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

志木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年志木市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 4 第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 14 条第 2 項第 15 号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改める。

第 15 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 16 条の 2 において「配偶者等」という。）」を加える。

第 16 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）
第 16 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月20日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

人事院の報告を踏まえ、仕事と生活の両立を支援するため、子の看護休暇の見直し等をしたいので、地方公務員法第24条第5項の規定により、この案を提出するものである。